

栃木県告示第 74 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により、事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7（2025）年 2 月 28 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

宇都宮市

2 事業の種類

宇都宮市南消防署移転改築事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県宇都宮市上御田町字細町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第 20 条第 1 号への適合性について

申請に係る事業は、栃木県宇都宮市上御田町字細町地内における、宇都宮市南消防署移転改築事業（以下、「本件事業」という。）である。本件事業は、法第 3 条第 19 号に掲げる「市町村が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）によって設置する消防の用に供する施設」及び、同条第 31 号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

宇都宮市は、「宇都宮市南消防署整備基本計画」を策定するとともに、本件事業に係る予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

宇都宮市は、管内面積 416.85 km²、人口 511,519 人を擁し、1 局・4 署・9 分署体制で消防業務を行っている。

南消防署の現庁舎（以下、「現庁舎」という。）は、昭和 56 年 1 月に竣工した、鉄筋コンクリート造 2 階建ての建物である。増加の一途をたどる消防需要に対応するため、職員の増員、消防車両の増車、大型化及び、新たな資機材の配備によって消防力の充実を図ってきたが、施設が組織規模に見合わず、機能を発揮することができておらず、現庁舎では、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題が生じている。

現庁舎は、建築後 40 年以上が経過しているが、長寿命化のための対策は実施されておらず、雨漏りや壁のクラックが発生しており、躯体の強度低下が懸念されている。

また、現庁舎は、竣工当時と比較して配置職員数、車両数ともに増加したことにより、庁舎全体が手狭となり、仮眠室が大部屋であることによる感染症対策の不十分、女性用諸室の未整備による人事の固

着化などの執務環境の悪化や、車庫での車両のドアの開閉による衝突の危険性の高まり、出動準備室がないことによる防火衣の安全な着装への支障など、出動時の事故の危険性が顕在化している。

さらに、近年の災害対応において、ドローンを活用し、訓練の連携を図ることが効果的であり、今後さらなるドローンの活用を推進するために、操縦者の養成と技量向上・維持のための訓練が可能なドローン訓練場の整備が必要となっている。

加えて、現庁舎は、エレベーターが設置されていないにもかかわらず、市民が利用する機会のある事務室・会議室が2階に配置されていること、多目的トイレが未整備であることなど、高齢者や障がい者に対する配慮が不十分となっている。

本件事業の完成により、現庁舎が抱えている、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題の解消により、平常時における消防力が充実強化されるとともに、大規模災害時において、災害応急対策の拠点施設としての機能が十分に発揮されることで、市民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うすることに寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び栃木県環境影響評価条例（平成11年栃木県条例第2号）による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、起業者が希少動植物の有無の確認のため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少動植物の営巣・植生は確認されなかった。

また、本件事業を施行するに当たっては、騒音及び振動対策を講じ、生活環境に及ぼす影響を軽減する措置を講じるとしている。

さらに、本件事業の起業地は埋蔵文化財包蔵地ではないが、施工中に埋蔵文化財と思われるものを発見した場合には、宇都宮市文化都市推進課と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地について、3箇所の候補地を比較検討し、接道部分が2面あること、十分な面積を有する整形地であること、用地取得費用が低額であること等社会的、技術的及び経済的観点から総合的に判断すると、申請地が最も合理的であるとして選定されている。

以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べた本件事業に係る起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められることから、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現庁舎は、施設の老朽化や狭あい化、バリアフリーへの未対応といった課題を抱えており、平常時における消防力を充実強化するとともに、大規模災害時において、災害応急対策の拠点施設としての機能を十分に発揮できるようにするため、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されることから、本件事業について、法第 20 条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

宇都宮市消防局 総務課

(用地課)